地方行政サービス改革の取組状況等(平成29年4月1日現在)

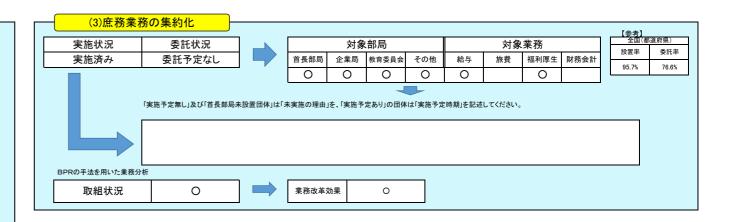
自治体コード	都道府県名
030007	岩手県

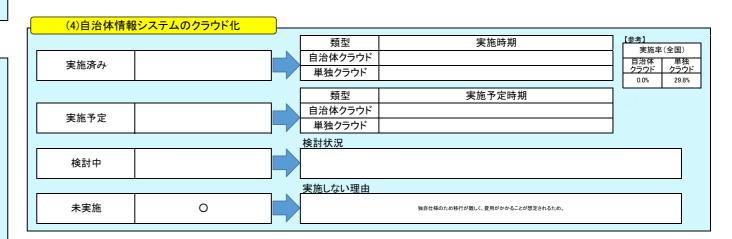
(1)民間委託 【参考】 全国(都道府県) 委託率 今後の対応方針【直営(※)を選択した団体のみ回答】 直営(※) 本庁舎の清掃 100.0% 本庁舎の夜間警備 100.0% 案内·受付 100.0% 電話交換 89.2% 公用車運転 93.5% 学校給食(調理) 97.8% 学校給食(運搬) 100.0% 学校運営が円滑に進むよう、今後も業務改善を進めながら、費用対効果の視点で業務内容を分析し、常に業務・体制の最適化を図っていく。 学校用務員事務 38.1% 100.0% 水道メーター検針 道路維持補修·清掃等 100.0% 情報処理・庁内情報システム維持 100.0% ホームページ作成・運営 100.0% 調査・集計 100.0%

(2)指定管理者制度等の導入

※平成29年4月1日現在において、直営で専任職員を置いている団体

	公の 施設数	制度導入施設数	導入率	前年度以降、導入が進んでいない理由	自治体職員 常駐施設数	自治体職員を常駐で配置している事に対する考え方	全国(都道府 委託率
体育館	3	3	100.0%		0		93.6%
競技場 野球場、テニスコート等)	7	7	100.0%		0		90.2%
プール	1	1	100.0%		0		94.1%
海水浴場	0	0			0		64.3%
宿泊休養施設 ホテル、国民宿舎等)	1	1	100.0%		0		100.0
休養施設 衆浴場、海・山の家等)	1	1	100.0%		0		96.3%
キャンプ場等	5	4	80.0%	施設内の水辺公園が当面の間高台整地の残土置き場として使用されており、本来の施設利用ができない状態であるため。	0		98.49
E業情報提供施設	0	0			0		54.29
示場施設、見本市施設	1	1	100.0%		0		97.19
捐放型研究施設等	2	1	50.0%	花きセンターは、花き園芸振興に寄与するための施設であり、花き センターを所掌する農業大学校が行政、関係団体、花き生産者と密 に連携しながら研修教育を行っているため。	1	植物の栽培、施設の管理、農業者に対する研修指導等を行うため、専門性を持った技術支責とこれを補助する非常動職員で対応している。	25.49
大規模公園	8	7	87.5%	農業ふれあい公園の維持に係る委託契約は、現在、全て隣接する 農研センターと一体の契約となっており、制度を導入し公園単独の 契約とした場合、委託額の増嵩によるコスト増が見込まれるため。	1	農業ふれあい公園に含まれる、農業科学博物館の展示企画や収蔵すべき資料の選定など、県の裁量を要する業務に対応する必要があることから、常住している。	88.09
公営住宅	71	71	100.0%		0		67.3%
駐車場	1	0	0.0%	県営内丸駐車場は、駐車場の管理以外は事業展開しておらず、運 営の裁量がないことから、指定管理者制度の導入に伴う事務量の 増などを勘案すると、直営で運営した方が効率的である。	0		84.99
規模霊園、斎場等	0	0			0		100.0
図書館	1	1	100.0%		1	図書館運営の根幹的事項(運営方針の策定や図書館資料の選定等)や市町村支援等の業務など、県の裁量を要する業務については県 の直接執行とする必要があるため。	11.39
博物館 病線、科学館、歴史館、動物園等)	5	5	100.0%		0		50.09
、民館、市民会館	0	0			0		0.0%
文化会館	2	2	100.0%		0		92.39
合宿所、研修所等 青少年の家を含む)	4	3	75.0%	高田松原野外活動センターは、東日本大震災津波により施設が全 壊し、休止中である。 施設の運営体制については、今後、施設の復旧事業に併せて、検 討する予定である。	0		68.1%
別養護老人ホーム	0	0			0		66.7%
ト護支援センター	0	0			0		100.0
福祉・保健センター	4	4	100.0%		0		69.29
童クラブ、学童館等	1	1	100.0%		0		84.6%





	(5)公共施設等総合管理計画					
	(3)五六池以守心口官廷山凹					
					<u> </u>	
	策定済み	0		策定予定	策定予定時期	
Ţ	参考】				,	
ſ	策定割合(全国(都道府	f県))				
r	100.0%					

	(6)地方公会計の整備									
	44 // 4 Han 1 T T T T T T T T T T T T T T T T T T	An A TIMERITE WAY								
П	統一的な基準による財務書類の作成状況(-	股会計等財務書類)		_	1					
ı	作成済み		作成予定	0		作成完了予定年度	平成29年度			
	[参考]									
	作成割合(全国(都道府県))		※ 統一的な基準による地方公会計については、原則として平成27年度から平成29年度までの3年間で整備するように要請されているが、当該調査の基準日はその初年度の開始時点である。							
	0.0%									
										